

名古屋市水防計画

<令和元年度修正案>

名古屋市防災会議

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考																				
1	22	<p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.2 洪水予報河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(追加)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報) <u>(追加)</u></td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) <u>(追加)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報) <u>(追加)</u></td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報) <u>(追加)</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報) <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき	氾濫発生情報 (洪水警報) <u>(追加)</u>	氾濫が発生したとき	<p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.2 洪水予報河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(警戒レベル2相当情報)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル3相当情報)</u></td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル4相当情報)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル5相当情報)</u></td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(警戒レベル2相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル3相当情報)</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル4相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき	氾濫発生情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル5相当情報)</u>	氾濫が発生したとき	<p>事務連絡（平成31年3月29日付け）水管理・国土保全局「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について」に基づき追記</p>
種類	発表基準																							
氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																							
氾濫警戒情報 (洪水警報) <u>(追加)</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																							
氾濫危険情報 (洪水警報) <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき																							
氾濫発生情報 (洪水警報) <u>(追加)</u>	氾濫が発生したとき																							
種類	発表基準																							
氾濫注意情報 (洪水注意報) <u>(警戒レベル2相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																							
氾濫警戒情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル3相当情報)</u>	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																							
氾濫危険情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル4相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき																							
氾濫発生情報 (洪水警報) <u>(警戒レベル5相当情報)</u>	氾濫が発生したとき																							
2	24	<p>4.3 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 <u>(追加)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 <u>(追加)</u></td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 <u>(追加)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 <u>(追加)</u></td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	氾濫警戒情報 <u>(追加)</u>	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報 <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	氾濫発生情報 <u>(追加)</u>	氾濫が発生したとき	<p>4.3 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 <u>(警戒レベル2相当情報)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 <u>(警戒レベル3相当情報)</u></td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 <u>(警戒レベル4相当情報)</u></td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 <u>(警戒レベル5相当情報)</u></td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 <u>(警戒レベル2相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	氾濫警戒情報 <u>(警戒レベル3相当情報)</u>	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報 <u>(警戒レベル4相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	氾濫発生情報 <u>(警戒レベル5相当情報)</u>	氾濫が発生したとき	<p>事務連絡（平成31年3月29日付け）水管理・国土保全局「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について」に基づき追記</p>
種類	発表基準																							
氾濫注意情報 <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																							
氾濫警戒情報 <u>(追加)</u>	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																							
氾濫危険情報 <u>(追加)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																							
氾濫発生情報 <u>(追加)</u>	氾濫が発生したとき																							
種類	発表基準																							
氾濫注意情報 <u>(警戒レベル2相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																							
氾濫警戒情報 <u>(警戒レベル3相当情報)</u>	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																							
氾濫危険情報 <u>(警戒レベル4相当情報)</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																							
氾濫発生情報 <u>(警戒レベル5相当情報)</u>	氾濫が発生したとき																							

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																		
3	67	<p>資料3-5 河川重要水防箇所重要度別集計表 (第3章 重要水防箇所及び水防注意区域) 国管理河川 (重要水防箇所：堤防)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th colspan="3">重要度別延長 (m)</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> </tr> <tr> <th>A (水防上最も重要な区間)</th> <th>B (水防上重要な区間)</th> <th>要 (要注意区間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">庄内川</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>左</td> <td>1,310</td> <td>36,650</td> <td><u>3,750</u></td> <td><u>41,710</u></td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>1,720</td> <td><u>21,930</u></td> <td><u>4,920</u></td> <td><u>28,570</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢田川</td> <td>左</td> <td>—</td> <td>8,120</td> <td>2,400</td> <td>10,520</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>580</td> <td><u>10,680</u></td> <td><u>980</u></td> <td><u>12,240</u></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)	A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)	庄内川	庄内川	左	1,310	36,650	<u>3,750</u>	<u>41,710</u>	右	1,720	<u>21,930</u>	<u>4,920</u>	<u>28,570</u>	矢田川	左	—	8,120	2,400	10,520	右	580	<u>10,680</u>	<u>980</u>	<u>12,240</u>	<p>資料3-5 河川重要水防箇所重要度別集計表 (第3章 重要水防箇所及び水防注意区域) 国管理河川 (重要水防箇所：堤防)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th colspan="3">重要度別延長 (m)</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> </tr> <tr> <th>A (水防上最も重要な区間)</th> <th>B (水防上重要な区間)</th> <th>要 (要注意区間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">庄内川</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>左</td> <td>1,310</td> <td>36,650</td> <td><u>3,440</u></td> <td><u>41,400</u></td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>1,720</td> <td><u>21,540</u></td> <td><u>4,820</u></td> <td><u>28,080</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢田川</td> <td>左</td> <td>—</td> <td>8,120</td> <td>2,400</td> <td>10,520</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>580</td> <td><u>10,590</u></td> <td><u>1,080</u></td> <td><u>12,250</u></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)	A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)	庄内川	庄内川	左	1,310	36,650	<u>3,440</u>	<u>41,400</u>	右	1,720	<u>21,540</u>	<u>4,820</u>	<u>28,080</u>	矢田川	左	—	8,120	2,400	10,520	右	580	<u>10,590</u>	<u>1,080</u>	<u>12,250</u>	重要水防箇所の修正
水系名	河川名	左右岸別				重要度別延長 (m)				延長 (m)																																																												
			A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)																																																																	
庄内川	庄内川	左	1,310	36,650	<u>3,750</u>	<u>41,710</u>																																																																
		右	1,720	<u>21,930</u>	<u>4,920</u>	<u>28,570</u>																																																																
	矢田川	左	—	8,120	2,400	10,520																																																																
		右	580	<u>10,680</u>	<u>980</u>	<u>12,240</u>																																																																
水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)																																																																
			A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)																																																																	
庄内川	庄内川	左	1,310	36,650	<u>3,440</u>	<u>41,400</u>																																																																
		右	1,720	<u>21,540</u>	<u>4,820</u>	<u>28,080</u>																																																																
	矢田川	左	—	8,120	2,400	10,520																																																																
		右	580	<u>10,590</u>	<u>1,080</u>	<u>12,250</u>																																																																

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
4	56 -60	<p>第16章 避難</p> <p>風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、<u>(追加)</u> 避難誘導及び避難所の開設等について定める。</p> <p>16.1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示（緊急）</u></p> <p>(1) 避難勧告・避難指示（緊急）の発令者</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、<u>避難勧告・避難指示（緊急）を発令する</u>。なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難の勧告・指示を行い得るよう定められている。</p> <table border="1" data-bbox="286 1145 1021 1289"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>勧告、指示の区分</th> <th>災害の種類</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>勧告、指示</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※（追加）</u></p> <p><u>(2)（追加）</u></p>	実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法	市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条	略				<p>第16章 避難</p> <p>風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、<u>災害発生情報</u>、避難誘導及び避難所の開設等について定める。</p> <p>16.1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u></p> <p>(1) 避難勧告・避難指示（緊急）の発令者</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、<u>避難を勧告し、指示する</u>。なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難の勧告、指示を行い得るよう定められている。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1145 1827 1289"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>勧告、指示の区分</th> <th>災害の種類</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>勧告、指示</td> <td>災害全般</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※「災害発生情報」は、災害対策基本法第60条に基づく「指示」にあたる。</u></p> <p><u>(2) 警戒レベルの設定</u></p> <p><u>避難情報ごとに市民がとるべき行動を明確化し、市</u></p>	実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法	市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条	略				<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの</p>
実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法																									
市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条																									
略																												
実施者	勧告、指示の区分	災害の種類	根拠法																									
市長	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条																									
略																												

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>(2) 避難準備・高齢者等避難開始の<u>発表</u>基準等</p> <p>① 趣旨</p> <p>市民が余裕をもって適切な<u>避難行動ができる</u>よう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとして判断される場合「避難準備・高齢者等避難開始」を<u>発表する。</u></p> <p><u>また、高齢者、障害者などの災害時要援護者で、特に避難に時間を要する市民が自主避難を開始する目安とする。</u></p> <p>② <u>発表</u>基準</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>民が主体的な行動がとれるように次表のとおり警戒レベルを設定する。なお、警戒レベルの対象災害は「洪水」、「内水氾濫」、「土砂」、「高潮」とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1077 375 1850 849"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>市民がとるべき行動</th> <th>避難情報</th> <th>防災気象情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>命を守るための最善の行動</td> <td>災害発生情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>速やかな立退き避難等の避難行動事態が切迫している場合は直ちに命を守る行動</td> <td>避難指示(緊急) 避難勧告</td> <td>指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高齢者等要配慮者は立退き避難その他の市民は立退き避難の準備</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自らの避難行動の確認</td> <td>—</td> <td>注意報</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>災害への心構えの高まり</td> <td>—</td> <td>早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始の<u>発令</u>基準等</p> <p>① 趣旨</p> <p>市民が余裕をもって適切な<u>避難行動をとれる</u>よう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとして判断される場合「避難準備・高齢者等避難開始」を<u>発令し、高齢者、障害者などの要配慮者で、特に避難に時間を要する市民に避難を促す。</u></p> <p>② <u>発令</u>基準</p> <p><u>次の基準(資料 16-1 参照)に該当し、かつ、災</u></p>	警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報	5	命を守るための最善の行動	災害発生情報		4	速やかな立退き避難等の避難行動事態が切迫している場合は直ちに命を守る行動	避難指示(緊急) 避難勧告	指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など	3	高齢者等要配慮者は立退き避難その他の市民は立退き避難の準備	避難準備・高齢者等避難開始		2	自らの避難行動の確認	—	注意報	1	災害への心構えの高まり	—	早期注意情報	<p>改定の伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>
警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報	防災気象情報																									
5	命を守るための最善の行動	災害発生情報																										
4	速やかな立退き避難等の避難行動事態が切迫している場合は直ちに命を守る行動	避難指示(緊急) 避難勧告	指定河川洪水予報・土砂災害警戒情報・警報など																									
3	高齢者等要配慮者は立退き避難その他の市民は立退き避難の準備	避難準備・高齢者等避難開始																										
2	自らの避難行動の確認	—	注意報																									
1	災害への心構えの高まり	—	早期注意情報																									

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア 河川洪水・<u>(追記)</u>の基準 河川水位が基準水位に達した場合</p> <p>イ 地域特性の基準 <u>上記発表基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</u></p> <p>ウ 内水氾濫の基準 <u>(追加)</u></p> <p><u>(ア) 60分雨量が50mmを超え、以降120分の予想雨量が100mmを超える場合</u></p> <p><u>(イ) 名古屋市に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>③ <u>実施</u></p> <p><u>ア 避難準備・高齢者等避難開始は、市長(本部長)が発表する。</u></p> <p><u>イ 避難準備・高齢者等避難開始の広報は以下の方法により行う。</u> <u>(ア) 区本部・区隊の広報車等による該当地区へ</u></p>	<p>害対策(警戒)本部で必要と認めた場合に発令する。</p> <p>ア 河川洪水・<u>ポンプ場排水調整</u>の基準 河川水位が基準水位に達した場合</p> <p>イ 地域特性の基準 <u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合</u></p> <p>ウ 内水氾濫の基準 <u>60分雨量が50mmを超え、以降120分の予想雨量が100mmを超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報(浸水害)が発表された場合</u></p> <p><u>(ア) (削除)</u></p> <p><u>(イ) (削除)</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>③ <u>避難準備・高齢者等避難開始の実施</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始は、市長(本部長)が発令する。</u></p> <p><u>ア (削除)</u></p> <p><u>イ (削除)</u></p>	<p>改定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>の広報等</u> <u>(イ) 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u> <u>(ウ) 同報無線（音声）による広報（土砂災害に係るものを除く。）</u> <u>(エ) テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u> <u>(オ) ホームページ等による広報</u> <u>(カ) 電子メール（きずなネット防災情報）</u> <u>(キ) 緊急速報メール</u> <u>(ク) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>ウ 避難準備・高齢者等避難開始の伝達系統</u></p> <p><u>エ 発表解除</u> 市長（本部長）が行う。</p> <p><u>④ (追加)</u></p>	<p><u>ウ (削除)</u></p> <p><u>エ (削除)</u></p> <p><u>④ 伝達手段</u> 避難準備・高齢者等避難開始の伝達は以下の方法により行う。</p> <p><u>ア 区本部・区隊の広報車等による該当地区への広報等</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p> <p><u>ウ 同報無線（音声）による広報（土砂災害に係る</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>ものを除く。)</u></p> <p><u>エ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p><u>オ ホームページ等による広報</u></p> <p><u>カ 電子メール（きずなネット防災情報）</u></p> <p><u>キ 緊急速報メール</u></p> <p><u>ク ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u></p> <p><u>ケ アプリケーション</u></p> <p><u>⑤ 避難準備・高齢者等避難開始の伝達系統等</u></p> <p><u>ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令に係る情報系統</u></p> <pre> graph TD A[愛知県災害対策本部] -- 情報提供 --> B[愛知県警察本部] B -- 情報提供 --> C[各警察] A -- 情報提供 --> D[市災害対策本部
市長] D -- 避難準備・高齢者等避難
開始の発令決定 --> E[区本部
区長] E -- 一部、地域特性による要 --> D D -- 準備指示 --> F[各 部] F -- 準備指示 --> G[各区隊] G -- 協力量議 --> H[土木隊・環境隊・水道隊] G -- 協力量議 --> I[消防隊] G -- 協力量議 --> J[サイレン設置場所施設管理者] G -- 協力量議 --> K[災害救助地区本部] H -- 巡視、警戒、
広報等 --> L[市民] I -- 該当地区への
広報等 --> L J -- サイレン
吹鳴準備 --> L K -- 該当地区への
広報等 --> L D -- 広報等 --> M[報道機関] M -- ホームページ・電光表示による
情報提供 --> L M -- テレビ・ラジオ等により
市民へ報道 --> L D -- 同報無線による広報・電子メール
・緊急速報メール・SNS・アプリケーション --> L E -- 同報無線・広報車等による
広報 --> L </pre>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

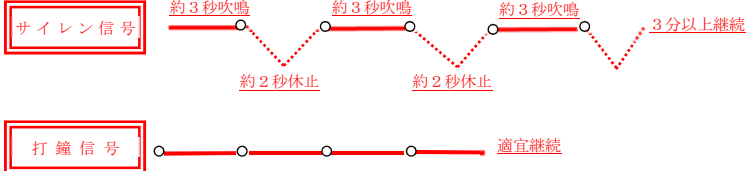
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>④ 発表解除基準</u></p> <p>ア 河川洪水 <u>(地域特性を含む。)</u> の発表解除基準 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水氾濫の<u>発表解除基準</u> 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>ウ 土砂災害の<u>発表解除基準</u> 土砂災害警戒情報が解除されたとき。</p> <p>エ 高潮災害の<u>発表解除基準</u> 高潮警報が解除されたとき。</p> <p><u>(3) 避難勧告、避難指示(緊急)の基準</u> <u>避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。</u></p> <p><u>① 浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき</u></p> <p><u>② 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき</u></p> <p><u>③ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>④ 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、次の基準(資料16-1参照)に達したとき</u></p>	<p><u>イ 発令解除</u> <u>市長(本部長)が行う。</u></p> <p><u>⑥ 発令解除基準</u></p> <p>ア 河川洪水・<u>ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u> 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>イ 内水氾濫の<u>基準</u> 降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。</p> <p>ウ 土砂災害の<u>基準</u> 土砂災害警戒情報が解除されたとき。</p> <p>エ 高潮災害の<u>基準</u> 高潮警報が解除されたとき。</p> <p><u>(3) (削除)</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>ア 河川洪水の基準</u> <u>河川水位が基準水位に達した場合</u></p> <p><u>イ 地域特性の基準</u> <u>上記発令基準の他、過去の浸水被害を基に地域特性を考慮した基準を定める。</u></p> <p><u>ウ 内水氾濫の基準</u> <u>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>エ 土砂災害の基準</u> <u>(ア) 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（非常に危険：薄い紫色）する場合</u> <u>(イ) 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p><u>オ 高潮災害の基準</u> <u>災害対策（警戒）本部で必要と判断される場合</u></p> <p><u>⑤ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>⑥ その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき</u></p> <p><u>(4) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令</u></p> <p><u>① 避難勧告、避難指示（緊急）の発令は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。</u> <u>ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊</u></p>	<p><u>(4) (削除)</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>長) が行うものとする。</u></p> <p><u>ア 市長等 (本部長・副本部長) が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長 (区本部長) が行う。</u></p> <p><u>イ 区長等 (区本部長・区副本部長) が不在等により、発令することができないときは、消防署長 (消防隊長) が行う。</u></p> <p><u>② 市長 (本部長) は、避難勧告、避難指示 (緊急) の発令をしようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>③ 市長 (本部長) は、避難勧告、避難指示 (緊急) を発令するにあたり、関係局・区長 (本部員・区本部長) へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>区長 (区本部長) 及び消防署長 (消防隊長) にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。</u></p> <p><u>④ 避難勧告・指示の伝達は以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 区本部、区隊の広報車等による広報</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p> <p><u>ウ 同報無線 (サイレン及び音声) による広報 (土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p><u>エ サイレン (土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p><u>オ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p><u>カ ホームページ等による広報</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>キ 電子メール（きずなネット防災情報）</u> <u>ク 緊急速報メール</u> <u>ケ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</u></p> <p>⑤ <u>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）等は、避難勧告・指示を行った、避難指示（緊急）を発令したときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>避難勧告・指示の伝達系統等</u> <u>ア 避難勧告、避難指示（緊急）の発令に係る情報系統</u></p> <p><u>イ 避難勧告信号</u></p>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>避難勧告発令に伴うサイレン及び警鐘の信号要領は、水防法第 20 条第 1 項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）」）で定められた水防信号を準用する。</u></p>  <p><u>ウ 発令解除</u> <u>市長（本部長）が行う。</u></p> <p><u>(7) 発令解除基準</u> <u>別に定める。</u></p> <p><u>(4) (追加)</u></p>	<p><u>(4) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準等</u></p> <p><u>① 趣旨</u> <u>災害の発生が予想される場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発令し、対象地域の市民に避難を促す。</u></p> <p><u>② 発令基準</u> <u>次の状況が認められるときを基準として避難勧告を発令する。ただし、堤防の決壊、漏水、河川の氾濫等の災害が発生するおそれが極めて高い状況において、緊急的又は重ねて避難を促す場合には避</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>難指示（緊急）を発令する。</u></p> <p><u>ア 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき</u></p> <p><u>イ かけ崩れ等の地変が発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>ウ 次の基準（資料 16-1 参照）に該当した場合</u></p> <p><u>（ア）河川洪水・ポンプ場排水調整の基準</u> <u>河川水位が基準水位に達し、かつ災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>（イ）地域特性の基準</u> <u>過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>（ウ）内水氾濫の基準</u> <u>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>（エ）土砂災害の基準</u> <u>a 又は b に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u> <u>a 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（非常に危険：薄い紫色）する場合</u> <u>b 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p><u>（オ）高潮災害の基準</u> <u>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>(カ) 津波警報等発表時の基準</u> <u>「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が</u> <u>発表された場合</u></p> <p><u>エ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのお</u> <u>それがあり、住民の生命に危険が認められるとき</u></p> <p><u>オ その他災害の状況により、市長（本部長）が必</u> <u>要と認めるとき</u></p> <p><u>③ 避難勧告、避難指示（緊急）の実施</u></p> <p><u>ア 避難勧告、避難指示（緊急）の発令は、原則</u> <u>として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長</u> <u>（本部長）が行う。</u> <u>ただし、次の場合にあっては、その補助執行機</u> <u>関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊</u> <u>長）が行うものとし、その場合には、事後速やか</u> <u>に市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区</u> <u>本部を経由）するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、</u> <u>発令をするいとまがないときは、区長（区本部</u> <u>長）が行う。</u></p> <p><u>(イ) 区長等（区本部長・区副本部長）が不在等に</u> <u>より、発令することができないときは、消防署</u> <u>長（消防隊長）が行う。</u></p> <p><u>イ 市長（本部長）は、避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>の発令をしようとする場合に、必要があるときは、</u> <u>知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 市長（本部長）は、避難勧告、避難指示（緊</u></p>	

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>急) を発令するにあたり、関係局・区長(本部長・区本部長)へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>区長(区本部長)及び消防署長(消防隊長)にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。</u></p> <p>④伝達手段</p> <p><u>避難勧告、避難指示(緊急)の伝達は以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 区本部、区隊の広報車等による広報</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p> <p><u>ウ 同報無線(サイレン及び音声)等による広報(土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p><u>エ サイレン(土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p><u>オ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p><u>カ ホームページ等による広報</u></p> <p><u>キ 電子メール(きずなネット防災情報)</u></p> <p><u>ク 緊急速報メール</u></p> <p><u>ケ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)</u></p> <p><u>コ アプリケーション</u></p> <p>⑤ 避難勧告・指示の伝達系統等</p> <p><u>ア 避難勧告、避難指示(緊急)の発令に係る情報系統</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p>イ 避難勧告信号 <u>避難勧告発令に伴うサイレン及び警鐘の信号要領は、水防法第 20 条第 1 項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）」）で定められた水防信号を準用する。</u></p> <p>ウ 発令解除 <u>市長（本部長）が行う。</u></p> <p>⑥ 解除基準</p>	

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(5) (追加)</u></p>	<p><u>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u> <u>河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測</u> <u>等から判断して河川洪水による災害発生のおそ</u> <u>れがないと判断されたとき。</u></p> <p><u>イ 内水氾濫の基準</u> <u>降雨予測等から判断して内水氾濫による災害</u> <u>発生のおそれがないと判断されたとき。</u></p> <p><u>ウ 土砂災害の基準</u> <u>土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、</u> <u>消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められ</u> <u>ないとき。</u></p> <p><u>エ 高潮災害の基準</u> <u>高潮警報が解除され、かつ、気象情報から判断</u> <u>して高潮による災害発生のおそれがないと判断</u> <u>されたとき。</u></p> <p><u>オ 津波警報等発表時の基準</u> <u>津波警報又は大津波警報が解除され、かつ、災</u> <u>害発生のおそれがないと判断されたとき。</u></p> <p><u>(5) 災害発生情報の発令基準等</u></p> <p><u>① 趣旨</u> <u>すでに災害が発生している状況を把握した場合</u> <u>に、可能な範囲で発令し、市民に命を守るための最</u> <u>善の行動を促す。</u></p> <p><u>② 発令基準</u> <u>次の基準に該当した場合に、発令する。</u></p> <p><u>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>(ア) 資料 16-1 に定める河川の水位観測所が受け持つ区間内で河川洪水による災害が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 前述ア (ア) に掲げる河川の区間外又は資料 16-1 に定める河川以外の河川で河川洪水による災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>イ 内水氾濫の基準</u></p> <p><u>資料 16-1 に掲げる地域で災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>ウ 土砂災害の基準</u></p> <p><u>(ア) 資料 16-1 に定める土砂災害の危険地域を含む学区内で土砂災害が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 前述ウ (ア) に掲げる学区外で土砂災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>エ 高潮災害の基準</u></p> <p><u>(ア) 資料 16-1 に掲げる対象地域内で高潮災害が発生した場合</u></p> <p><u>(イ) 前述エ (ア) に掲げる対象地域外で高潮災害が発生し、かつ、災害対策 (警戒) 本部で必要と認めた場合</u></p> <p><u>③ 災害発生情報の実施</u></p> <p><u>ア 災害発生情報の発令は、原則として、区長 (区本部長) 等の要請に基づき市長 (本部長) が行う。</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとし、その場合には、事後速やかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。</u></p> <p><u>（ア）市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。</u></p> <p><u>（イ）区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。</u></p> <p><u>イ 市長（本部長）は、災害発生情報の発令をしようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>ウ 市長（本部長）は、災害発生情報を発令するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあつては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。</u></p> <p><u>④ 伝達手段</u></p> <p><u>災害発生情報の伝達は以下の方法により行う。</u></p> <p><u>ア 区本部、区隊の広報車等による広報等</u></p> <p><u>イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p>ウ <u>同報無線(サイレン及び音声)等による広報(土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p>エ <u>サイレン(土砂災害に係るものを除く。)</u></p> <p>オ <u>テレビ、ラジオ等の報道機関による広報</u></p> <p>カ <u>ホームページ等による広報</u></p> <p>キ <u>電子メール(きずなネット防災情報)</u></p> <p>ク <u>緊急速報メール</u></p> <p>ケ <u>ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)</u></p> <p>コ <u>アプリケーション</u></p> <p>⑤ <u>災害発生情報の伝達系統等</u></p> <p>ア <u>災害発生情報の発令に係る情報系統</u></p> <p>(6) <u>解除基準</u></p>	

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(5) 報告、公示</p> <p>① 市長（本部長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事</p>	<p><u>ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準</u> <u>河川水位が避難準備・高齢者等避難開始の基準</u> <u>水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p><u>イ 内水氾濫の基準</u> <u>降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p><u>ウ 土砂災害の基準</u> <u>土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p><u>エ 高潮災害の基準</u> <u>高潮警報が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。</u></p> <p>(7) 報告、公示</p> <p>① 市長（本部長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けた</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>項をすみやかに県知事に報告する。(担当は総括部)</p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の発令者名</p> <p>イ～オ 略</p> <p>②～③ 略</p>	<p>ときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。 (担当は総括部)</p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</u>の 発令者名</p> <p>イ～オ 略</p> <p>②～③ 略</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																														
5	126	<p>資料16-1 避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準 (河川洪水・ポンプ場排水調整の基準) 【別表1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所(所管)</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 ・基準水位(m)等 <u>(追加)</u></th> <th>避難勧告 ・基準水位(m)等 <u>(追加)</u></th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千種</td> <td>矢田川</td> <td>瀬古(国土交通省)</td> <td>4.75</td> <td>5.00</td> <td>下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島(国土交通省)</td> <td>8.30</td> <td>8.50</td> <td>大和・上野・富士見台・千代田橋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東</td> <td>矢田川</td> <td>瀬古(国土交通省)</td> <td>4.75</td> <td>5.00</td> <td>山吹・矢田・明倫・砂田橋</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島(国土交通省)</td> <td>8.30</td> <td>8.50</td> <td>山吹・矢田・明倫・砂田橋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北</td> <td>大山川</td> <td>豊山(愛知県)</td> <td>3.90</td> <td>4.45</td> <td>楠・楠西</td> </tr> <tr> <td>八田川</td> <td>味美(愛知県)</td> <td>4.80</td> <td>5.20</td> <td>味鈍・西味鈍・楠・楠西</td> </tr> </tbody> </table>	区名	河川名	水位観測所(所管)	避難準備・高齢者等避難開始 ・基準水位(m)等 <u>(追加)</u>	避難勧告 ・基準水位(m)等 <u>(追加)</u>	対象地域	千種	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	大和・上野・富士見台・千代田橋	東	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	山吹・矢田・明倫・砂田橋	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	山吹・矢田・明倫・砂田橋	北	大山川	豊山(愛知県)	3.90	4.45	楠・楠西	八田川	味美(愛知県)	4.80	5.20	味鈍・西味鈍・楠・楠西	<p>資料16-1 避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準 (河川洪水・ポンプ場排水調整の基準) 【別表1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所(所管)</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 ・基準水位(m)等 <u>(警戒レベル3)</u></th> <th>避難勧告 ・基準水位(m)等 <u>(警戒レベル4)</u></th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千種</td> <td>矢田川</td> <td>瀬古(国土交通省)</td> <td>4.75</td> <td>5.00</td> <td>下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島(国土交通省)</td> <td>8.30</td> <td>8.50</td> <td>大和・上野・富士見台・千代田橋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東</td> <td>矢田川</td> <td>瀬古(国土交通省)</td> <td>4.75</td> <td>5.00</td> <td>山吹・矢田・明倫・砂田橋</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島(国土交通省)</td> <td>8.30</td> <td>8.50</td> <td>山吹・矢田・明倫・砂田橋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北</td> <td>大山川</td> <td>豊山(愛知県)</td> <td>3.90</td> <td>4.45</td> <td>楠・楠西</td> </tr> <tr> <td>八田川</td> <td>味美(愛知県)</td> <td>4.80</td> <td>5.20</td> <td>味鈍・西味鈍・楠・楠西</td> </tr> </tbody> </table>	区名	河川名	水位観測所(所管)	避難準備・高齢者等避難開始 ・基準水位(m)等 <u>(警戒レベル3)</u>	避難勧告 ・基準水位(m)等 <u>(警戒レベル4)</u>	対象地域	千種	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	大和・上野・富士見台・千代田橋	東	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	山吹・矢田・明倫・砂田橋	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	山吹・矢田・明倫・砂田橋	北	大山川	豊山(愛知県)	3.90	4.45	楠・楠西	八田川	味美(愛知県)	4.80	5.20	味鈍・西味鈍・楠・楠西	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う修正</p>
区名	河川名	水位観測所(所管)	避難準備・高齢者等避難開始 ・基準水位(m)等 <u>(追加)</u>	避難勧告 ・基準水位(m)等 <u>(追加)</u>	対象地域																																																																													
千種	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)																																																																													
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	大和・上野・富士見台・千代田橋																																																																													
東	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	山吹・矢田・明倫・砂田橋																																																																													
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	山吹・矢田・明倫・砂田橋																																																																													
北	大山川	豊山(愛知県)	3.90	4.45	楠・楠西																																																																													
	八田川	味美(愛知県)	4.80	5.20	味鈍・西味鈍・楠・楠西																																																																													
区名	河川名	水位観測所(所管)	避難準備・高齢者等避難開始 ・基準水位(m)等 <u>(警戒レベル3)</u>	避難勧告 ・基準水位(m)等 <u>(警戒レベル4)</u>	対象地域																																																																													
千種	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	下記の対象地域(学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(学区)																																																																													
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	大和・上野・富士見台・千代田橋																																																																													
東	矢田川	瀬古(国土交通省)	4.75	5.00	山吹・矢田・明倫・砂田橋																																																																													
	庄内川	枇杷島(国土交通省)	8.30	8.50	山吹・矢田・明倫・砂田橋																																																																													
北	大山川	豊山(愛知県)	3.90	4.45	楠・楠西																																																																													
	八田川	味美(愛知県)	4.80	5.20	味鈍・西味鈍・楠・楠西																																																																													

水防計画

連番	頁	修正前				修正後				備考				
		西	新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	味鉢・楠・如意・楠西【辻・西味鉢】	新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	味鉢・楠・如意・楠西【辻・西味鉢】		
				新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	味鉢・楠・如意・楠西【辻・西味鉢】		新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	味鉢・楠・如意・楠西【辻・西味鉢】		
			矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	六郷・六郷北・飯田・宮前・名北・辻・杉村・大杉・清水・金城・東志賀・城北・光城・川中	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	六郷・六郷北・飯田・宮前・名北・辻・杉村・大杉・清水・金城・東志賀・城北・光城・川中		
				庄内川	志段味 (国土交通省)	5.65	5.90		辻・清水・金城・東志賀・城北・光城・川中・味鉢・西味鉢・楠・如意・楠西	庄内川	志段味 (国土交通省)	5.65		5.90
			枇杷島 (国土交通省)		8.30	8.50	全学区	枇杷島 (国土交通省)	8.30		8.50	全学区		
			五条川	春日 (愛知県)	4.60	4.90	浮野	五条川	春日 (愛知県)	4.60	4.90	浮野		
			新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	山田・平田・比良・大野木・浮野・比良西・中小田井	新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	山田・平田・比良・大野木・浮野・比良西・中小田井		
				新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	山田・平田・比良・大野木・浮野・比良西・中小田井		新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	山田・平田・比良・大野木・浮野・比良西・中小田井		
			矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	那古野・幅下・江西・城西・榎・南押切・栄生・枇杷島・児玉・上名古屋・庄内・稻生	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	那古野・幅下・江西・城西・榎・南押切・栄生・枇杷島・児玉・上名古屋・庄内・稻生		
				庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50		全学区	庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30		8.50
			中村	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	全学区	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00		全学区
				庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	全学区	庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50		全学区
		瑞穂	山崎川	瑞穂 (愛知県)	3.10	3.65	堀田・穂波・井戸田・豊岡・弥富・瑞穂	山崎川	瑞穂 (愛知県)	3.10	3.65	堀田・穂波・井戸田・豊岡・弥富・瑞穂		
			天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	弥富・中根	天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	弥富・中根		
		熱田	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	千年・船方・野立・大宝	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	千年・船方・野立・大宝		
			庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	千年・船方・野立・大宝	庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	千年・船方・野立・大宝		

水防計画

連番	頁	修正前					修正後					備考			
		中川	五条川	春日 (愛知県)	4.60	4.90	赤星	五条川	春日 (愛知県)	4.60	4.90	赤星			
			蟹江川	木田 (愛知県)	1.15	1.30	戸田	蟹江川	木田 (愛知県)	1.15	1.30	戸田			
			福田川	新居屋 (愛知県)	0.45	0.70	戸田・赤星	福田川	新居屋 (愛知県)	0.45	0.70	戸田・赤星			
			新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	豊治・戸田・春田・ 明正・千音寺・赤 星・万場	新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	豊治・戸田・春田・ 明正・千音寺・赤 星・万場			
				新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	正色・五反田・豊 治・戸田・春田・明 正・千音寺・赤星・ 万場・長須賀・西前 田		新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	正色・五反田・豊 治・戸田・春田・明 正・千音寺・赤星・ 万場・長須賀・西前 田			
			日光川 流域	日光川	日光川内 (愛知県)	1.05	1.15	戸田・豊治・明正・ 千音寺・赤星	日光川 流域	日光川	日光川内 (愛知県)	1.05		1.15	戸田・豊治・明正・ 千音寺・赤星
				戸田川						戸田川					
			矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	野田・常磐・愛知・ 広見・露橋・八熊・ 八幡・玉川・昭和 橋・篠原・荒子・中 島・西中島・正色・ 五反田・長須賀	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	野田・常磐・愛知・ 広見・露橋・八熊・ 八幡・玉川・昭和 橋・篠原・荒子・中 島・西中島・正色・ 五反田・長須賀			
			庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	全学区	庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	全学区			
			港	蟹江川	木田 (愛知県)	1.15	1.30	西福田	蟹江川	木田 (愛知県)	1.15	1.30		西福田	
				新川	新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	南陽・福田・福春	新川	新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40		南陽・福田・福春	
				日光川 流域	日光川	日光川内 (愛知県)	1.05	1.15	西福田・南陽	日光川 流域	日光川	日光川内 (愛知県)		1.05	1.15

水防計画

連番	頁	修正前					修正後					備考
			戸田川									
			矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	中川・東海・成章・大手・港西・稲永・小碓・正保・明德・当知・港楽・高木・神宮寺	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	中川・東海・成章・大手・港西・稲永・小碓・正保・明德・当知・港楽・高木・神宮寺
			庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	全学区	庄内川	枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50	全学区
			山崎川	瑞穂 (愛知県)	3.10	3.65	東築地	山崎川	瑞穂 (愛知県)	3.10	3.65	東築地
		南	山崎川	瑞穂 (愛知県)	3.10	3.65	明治・伝馬・豊田・道徳・呼統・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・笠東・大生	山崎川	瑞穂 (愛知県)	3.10	3.65	明治・伝馬・豊田・道徳・呼統・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・笠東・大生
			天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・白水・千鳥・柴田	天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・白水・千鳥・柴田
			新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	【小幡・守山・西城・白沢・小幡北・瀬古・二城】	新川	水場川外 (愛知県)	3.90	4.40	【小幡・守山・西城・白沢・小幡北・瀬古・二城】
				新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40	【小幡・守山・西城・白沢・小幡北・瀬古・二城】			新川下 之一色 (愛知県)	2.20	2.40
			矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	守山・西城・白沢・廿軒家・鳥羽見・二城・瀬古	矢田川	瀬古 (国土交通省)	4.75	5.00	守山・西城・白沢・廿軒家・鳥羽見・二城・瀬古
		守山	庄内川	志段味 (国土交通省)	5.65	5.90	守山・西城・白沢・鳥羽見・二城・志段味西・瀬古・志段味東・吉根・下志段味・小幡・小幡北	庄内川	志段味 (国土交通省)	5.65	5.90	守山・西城・白沢・鳥羽見・二城・志段味西・瀬古・志段味東・吉根・下志段味・小幡・小幡北
					枇杷島 (国土交通省)	8.30	8.50		守山・西城・白沢・廿軒家・鳥羽見・二城・瀬古・志段味西・志段味東・吉根・下志段味・小幡・小幡北		枇杷島 (国土交通省)	8.30
		緑	扇川 (※2)	鳴海 (愛知県)	2.50	3.00	鳴海・相原・平子・緑・大高北・旭出	扇川 (※2)	鳴海 (愛知県)	2.50	3.00	鳴海・相原・平子・緑・大高北・旭出
				天白川	天白川	4.05	5.20	鳴海・片平・浦里・	天白川	天白川	4.05	5.20

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																												
5	127	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(愛知県)</td> <td></td> <td></td> <td>長根台</td> </tr> <tr> <td>名東</td> <td>香流川</td> <td>猪子石 (愛知県)</td> <td>1.80</td> <td>2.10</td> <td>香流・引山</td> </tr> <tr> <td>天白</td> <td>天白川</td> <td>天白川 (愛知県)</td> <td>4.05</td> <td>5.20</td> <td>平針北・原・植田 南・大坪・八事東・ 天白・山根・野並・ 表山</td> </tr> </table> <p>※1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。 ※2 扇川は、基準水位で水防サイレンが吹鳴する。 ※3 【】内の学区は、基準水位を超過し、かつ、洗堰から新川に流入した場合に対象となる。 ※4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は、上記基準に該当し、かつ、予想雨量等を総合的に判断し、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発表、発令する。 <u>(追加)</u> ※5 想定し得る最大規模の降雨が予想され、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合は、浸水被害が想定される地域（学区）に対して避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。 ※6 <u>上記河川のほか、木曾川の左岸において堤防の決壊等が発生し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合は、浸水被害が想定される地域（学区）に対して避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。</u> <u>(追加)</u></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（地域特性による数値基準）【別表2】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>河川名等</th> <th>水位観測所(河管)</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 (追加) 基準水位(m)等</th> <th>避難勧告 (追加) 基準水位(m)等</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>新地藏川</td> <td>生辨通門外 (名古屋村)</td> <td>5.57 かつ 60分の予想雨量</td> <td>7.33かつ 60分の予想雨量 30mm</td> <td>味鋺・西味鋺・楠・楠西</td> </tr> </tbody> </table>			(愛知県)			長根台	名東	香流川	猪子石 (愛知県)	1.80	2.10	香流・引山	天白	天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	平針北・原・植田 南・大坪・八事東・ 天白・山根・野並・ 表山	区名	河川名等	水位観測所(河管)	避難準備・高齢者等避難開始 (追加) 基準水位(m)等	避難勧告 (追加) 基準水位(m)等	対象地域	北	新地藏川	生辨通門外 (名古屋村)	5.57 かつ 60分の予想雨量	7.33かつ 60分の予想雨量 30mm	味鋺・西味鋺・楠・楠西	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(愛知県)</td> <td></td> <td></td> <td>長根台</td> </tr> <tr> <td>名東</td> <td>香流川</td> <td>猪子石 (愛知県)</td> <td>1.80</td> <td>2.10</td> <td>香流・引山</td> </tr> <tr> <td>天白</td> <td>天白川</td> <td>天白川 (愛知県)</td> <td>4.05</td> <td>5.20</td> <td>平針北・原・植田 南・大坪・八事東・ 天白・山根・野並・ 表山</td> </tr> </table> <p>※1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。 ※2 扇川は、基準水位で水防サイレンが吹鳴する。 ※3 【】内の学区は、基準水位を超過し、かつ、洗堰から新川に流入した場合に対象となる。 ※4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は、上記基準に該当し、かつ、予想雨量等を総合的に判断し、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に(削除)発令する。 ※5 <u>事態が切迫し災害が発生するおそれが極めて高い状況において、緊急的又は重ねて避難を促す場合に避難指示（緊急）を発令する。</u> ※6 想定し得る最大規模の降雨が予想され、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合は、浸水被害が想定される地域（学区）に対して避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。 <u>(削除)</u> ※7 <u>上記河川の水位観測所が受け持つ区間内で災害が発生した場合に災害発生情報を発令する。</u> ※8 <u>上記に掲げる河川の区間外又は上記河川以外の河川で災害が発生し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に、対象地域を指定し災害発生情報を発令する。</u></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（地域特性による数値基準）【別表2】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>河川名等</th> <th>水位観測所(河管)</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3) 基準水位(m)等</th> <th>避難勧告 (警戒レベル4) 基準水位(m)等</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>新地藏川</td> <td>生辨通門外 (名古屋村)</td> <td>5.57 かつ 60分の予想雨量</td> <td>7.33かつ 60分の予想雨量 30mm</td> <td>味鋺・西味鋺・楠・楠西</td> </tr> </tbody> </table>			(愛知県)			長根台	名東	香流川	猪子石 (愛知県)	1.80	2.10	香流・引山	天白	天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	平針北・原・植田 南・大坪・八事東・ 天白・山根・野並・ 表山	区名	河川名等	水位観測所(河管)	避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3) 基準水位(m)等	避難勧告 (警戒レベル4) 基準水位(m)等	対象地域	北	新地藏川	生辨通門外 (名古屋村)	5.57 かつ 60分の予想雨量	7.33かつ 60分の予想雨量 30mm	味鋺・西味鋺・楠・楠西	
				(愛知県)			長根台																																																									
名東	香流川	猪子石 (愛知県)	1.80	2.10	香流・引山																																																											
天白	天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	平針北・原・植田 南・大坪・八事東・ 天白・山根・野並・ 表山																																																											
区名	河川名等	水位観測所(河管)	避難準備・高齢者等避難開始 (追加) 基準水位(m)等	避難勧告 (追加) 基準水位(m)等	対象地域																																																											
北	新地藏川	生辨通門外 (名古屋村)	5.57 かつ 60分の予想雨量	7.33かつ 60分の予想雨量 30mm	味鋺・西味鋺・楠・楠西																																																											
		(愛知県)			長根台																																																											
名東	香流川	猪子石 (愛知県)	1.80	2.10	香流・引山																																																											
天白	天白川	天白川 (愛知県)	4.05	5.20	平針北・原・植田 南・大坪・八事東・ 天白・山根・野並・ 表山																																																											
区名	河川名等	水位観測所(河管)	避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3) 基準水位(m)等	避難勧告 (警戒レベル4) 基準水位(m)等	対象地域																																																											
北	新地藏川	生辨通門外 (名古屋村)	5.57 かつ 60分の予想雨量	7.33かつ 60分の予想雨量 30mm	味鋺・西味鋺・楠・楠西																																																											

水防計画

連番	頁	修正前					修正後					備考			
		生棚川	生棚樋門外 (名古屋市)	30mm	生棚川樋門を 閉鎖した場合	楠	生棚川	生棚樋門外 (名古屋市)	30mm	生棚川樋門を 閉鎖した場合	楠				
		境川	生棚樋門外 (名古屋市)		境川樋門を 閉鎖した場合	楠・楠西	境川	生棚樋門外 (名古屋市)		境川樋門を 閉鎖した場合	楠・楠西				
		堂前川	境樋(名古屋 市)	次の各号の一に 該当する場合 1 5.30 2 久田良村樋門 を閉鎖した場合	避難準備・高齢者 等避難開始の基準 に達し、かつ 60分の予想雨量 50mm	楠西	堂前川	境樋(名古屋 市)	次の各号の一に 該当する場合 1 5.30 2 久田良村樋門 を閉鎖した場合	避難準備・高齢者 等避難開始の基準 に達し、かつ 60分の予想雨量 50mm	楠西				
		守山	吉根非 水路 (※2)	吉根非水 樋門内 (名古屋市)	3.38 (TP20.00)	4.08 (TP20.70)	吉根	吉根非 水路 (※2)	吉根非水 樋門内 (名古屋市)	3.38 (TP20.00)	4.08 (TP20.70)	吉根			
			下志段 味排水 路 (※2)	下志段味 ポンプ所 樋門内 (名古屋市)	2.00 (TP25.70)	3.55 (TP27.25)	下志段味	下志段 味排水 路 (※2)	下志段味 ポンプ所 樋門内 (名古屋市)	2.00 (TP25.70)	3.55 (TP27.25)	下志段味			
		天 白	郷下川 (※2)	郷下川 (名古屋市)	7.10	8.00	野並	郷下川 (※2)	郷下川 (名古屋市)	7.10	8.00	野並			
			藤川	藤川 (名古屋市)	6.70かつ 60分の予想雨量 30mm	7.20かつ 60分の予想雨量 30mm			藤川	藤川 (名古屋市)	6.70かつ 60分の予想雨量 30mm		7.20かつ 60分の予想雨量 30mm		
			植田 川	植田川(愛 知県)	2.40 (TP20.46) かつ60分の予想雨 量30mm	3.70 (TP21.76) かつ60分の予想 雨量30mm		植田・植田南・植田北・ 大平八事東	植田 川	植田川(愛 知県)	2.40 (TP20.46) かつ60分の予想雨 量30mm		3.70 (TP21.76) かつ60分の予想 雨量30mm	植田・植田南・植田北・ 大平八事東	
		<p>※1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。</p> <p>※2 吉根排水路、下志段味排水路及び郷下川は、基準水位で水防サイレンが吹鳴する。</p> <p>※3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は、上記基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発表、発令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>													
		<p>※1 表中の数値は、各水位観測所の読み値とする。</p> <p>※2 吉根排水路、下志段味排水路及び郷下川は、基準水位で水防サイレンが吹鳴する。</p> <p>※3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は、上記基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に <u>(削除)</u> 発令する。</p> <p>※4 <u>事態が切迫し災害が発生するおそれが極めて高い状況において、緊急的又は重ねて避難を促す場合に避難指示(緊急)を発令する。</u></p> <p>※5 <u>上記河川の水位観測所が受け持つ区間内で災害が発生した場合に災害発生情報を発令する。</u></p> <p>※6 <u>上記に掲げる河川の区間外又は上記河川以外の河川で災害が発生し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に、対象地域を指定し災害発生情報を発令する。</u></p>													

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																								
		<p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（内水氾濫の数値基準） 【別表3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>雨量観測所</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 <u>(追加)</u></th> <th>避難勧告 <u>(追加)</u></th> <th>対象地域 下記の対象地域(区・学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(区・学区)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>対象地域(学区)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>千種</td><td>千種土木事務所</td><td rowspan="14">60分雨量が50mmを超え、以降120分雨量が100mmを超える場合かつ名古屋市警に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</td><td rowspan="14">災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>東</td><td>東土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>北</td><td>北土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>西</td><td>西土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>中村</td><td>中村土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>中</td><td>中土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>昭和</td><td>昭和土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>瑞穂</td><td>瑞穂土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>熱田</td><td>熱田土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>中川</td><td>中川土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>港</td><td>港土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>南</td><td>南土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>守山</td><td>守山土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>緑</td><td>緑土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>名東</td><td>名東土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>天白</td><td>天白土木事務所</td><td>全学区</td></tr> </tbody> </table>	区名	雨量観測所	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(追加)</u>	避難勧告 <u>(追加)</u>	対象地域 下記の対象地域(区・学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(区・学区)					対象地域(学区)	千種	千種土木事務所	60分雨量が50mmを超え、以降120分雨量が100mmを超える場合かつ名古屋市警に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	全学区	東	東土木事務所	全学区	北	北土木事務所	全学区	西	西土木事務所	全学区	中村	中村土木事務所	全学区	中	中土木事務所	全学区	昭和	昭和土木事務所	全学区	瑞穂	瑞穂土木事務所	全学区	熱田	熱田土木事務所	全学区	中川	中川土木事務所	全学区	港	港土木事務所	全学区	南	南土木事務所	全学区	守山	守山土木事務所	全学区	緑	緑土木事務所	全学区	名東	名東土木事務所	全学区	天白	天白土木事務所	全学区	<p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（内水氾濫の数値基準） 【別表3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>雨量観測所</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 <u>(警戒レベル3)</u></th> <th>避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u></th> <th>対象地域 下記の対象地域(区・学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(区・学区)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>対象地域(学区)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>千種</td><td>千種土木事務所</td><td rowspan="14">60分雨量が50mmを超え、以降120分雨量が100mmを超える場合かつ名古屋市警に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</td><td rowspan="14">災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>東</td><td>東土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>北</td><td>北土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>西</td><td>西土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>中村</td><td>中村土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>中</td><td>中土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>昭和</td><td>昭和土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>瑞穂</td><td>瑞穂土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>熱田</td><td>熱田土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>中川</td><td>中川土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>港</td><td>港土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>南</td><td>南土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>守山</td><td>守山土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>緑</td><td>緑土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>名東</td><td>名東土木事務所</td><td>全学区</td></tr> <tr><td>天白</td><td>天白土木事務所</td><td>全学区</td></tr> </tbody> </table>	区名	雨量観測所	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(警戒レベル3)</u>	避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u>	対象地域 下記の対象地域(区・学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(区・学区)					対象地域(学区)	千種	千種土木事務所	60分雨量が50mmを超え、以降120分雨量が100mmを超える場合かつ名古屋市警に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	全学区	東	東土木事務所	全学区	北	北土木事務所	全学区	西	西土木事務所	全学区	中村	中村土木事務所	全学区	中	中土木事務所	全学区	昭和	昭和土木事務所	全学区	瑞穂	瑞穂土木事務所	全学区	熱田	熱田土木事務所	全学区	中川	中川土木事務所	全学区	港	港土木事務所	全学区	南	南土木事務所	全学区	守山	守山土木事務所	全学区	緑	緑土木事務所	全学区	名東	名東土木事務所	全学区	天白	天白土木事務所	全学区	
区名	雨量観測所	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(追加)</u>	避難勧告 <u>(追加)</u>	対象地域 下記の対象地域(区・学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(区・学区)																																																																																																																								
				対象地域(学区)																																																																																																																								
千種	千種土木事務所	60分雨量が50mmを超え、以降120分雨量が100mmを超える場合かつ名古屋市警に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	全学区																																																																																																																								
東	東土木事務所			全学区																																																																																																																								
北	北土木事務所			全学区																																																																																																																								
西	西土木事務所			全学区																																																																																																																								
中村	中村土木事務所			全学区																																																																																																																								
中	中土木事務所			全学区																																																																																																																								
昭和	昭和土木事務所			全学区																																																																																																																								
瑞穂	瑞穂土木事務所			全学区																																																																																																																								
熱田	熱田土木事務所			全学区																																																																																																																								
中川	中川土木事務所			全学区																																																																																																																								
港	港土木事務所			全学区																																																																																																																								
南	南土木事務所			全学区																																																																																																																								
守山	守山土木事務所			全学区																																																																																																																								
緑	緑土木事務所			全学区																																																																																																																								
名東	名東土木事務所	全学区																																																																																																																										
天白	天白土木事務所	全学区																																																																																																																										
区名	雨量観測所	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(警戒レベル3)</u>	避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u>	対象地域 下記の対象地域(区・学区)のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域(区・学区)																																																																																																																								
				対象地域(学区)																																																																																																																								
千種	千種土木事務所	60分雨量が50mmを超え、以降120分雨量が100mmを超える場合かつ名古屋市警に大雨警報(浸水害)が発表され、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合	全学区																																																																																																																								
東	東土木事務所			全学区																																																																																																																								
北	北土木事務所			全学区																																																																																																																								
西	西土木事務所			全学区																																																																																																																								
中村	中村土木事務所			全学区																																																																																																																								
中	中土木事務所			全学区																																																																																																																								
昭和	昭和土木事務所			全学区																																																																																																																								
瑞穂	瑞穂土木事務所			全学区																																																																																																																								
熱田	熱田土木事務所			全学区																																																																																																																								
中川	中川土木事務所			全学区																																																																																																																								
港	港土木事務所			全学区																																																																																																																								
南	南土木事務所			全学区																																																																																																																								
守山	守山土木事務所			全学区																																																																																																																								
緑	緑土木事務所			全学区																																																																																																																								
名東	名東土木事務所	全学区																																																																																																																										
天白	天白土木事務所	全学区																																																																																																																										
		<p>※1 本市が管理する上記以外の雨量観測所において、内水氾濫が発生する恐れがある雨量等を観測し、かつ、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発表、発令する。</p>	<p>※1 本市が管理する上記以外の雨量観測所において、内水氾濫が発生する恐れがある雨量等を観測し、かつ、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を(削除)発令する。</p>																																																																																																																									
			<p>※2 事態が切迫し災害が発生するおそれが極めて高い状況において、緊急的に、</p>																																																																																																																									

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																
5	128	<p>(追加)</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（土砂災害の数値基準）【別表4】</p> <table border="1" data-bbox="309 518 1084 1358"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 (追加)</th> <th>避難勧告 (追加)</th> <th>対象地域 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域</th> <th>参考 〔土砂災害の危険地域を含む学区〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千種</td> <td rowspan="8">名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒:赤色)する場合</td> <td rowspan="8">次の各号の1に該当する場合 1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常危険:薄・紫色)する場合 2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</td> <td rowspan="8">土砂災害の危険地域 次のいずれかに該当する地域 ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害警戒区域 ③土砂災害特別警戒区域</td> <td>上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台</td> </tr> <tr> <td>昭和</td> <td>滝川</td> </tr> <tr> <td>瑞穂</td> <td>弥富・陽明</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>呼続・笠寺・笠東</td> </tr> <tr> <td>守山</td> <td>大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石</td> </tr> <tr> <td>名東</td> <td>西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘</td> </tr> <tr> <td>天白</td> <td>平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 土砂災害警戒判定メッシュ情報は、気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) で確認することができる。 ※2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は、上記基準に該当し、かつ、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合に発表、発令する。 (追加)</p>	区名	避難準備・高齢者等避難開始 (追加)	避難勧告 (追加)	対象地域 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域	参考 〔土砂災害の危険地域を含む学区〕	千種	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒:赤色)する場合	次の各号の1に該当する場合 1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常危険:薄・紫色)する場合 2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合	土砂災害の危険地域 次のいずれかに該当する地域 ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害警戒区域 ③土砂災害特別警戒区域	上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台	昭和	滝川	瑞穂	弥富・陽明	南	呼続・笠寺・笠東	守山	大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味	緑	鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石	名東	西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘	天白	平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並	<p>又は重ねて避難を促す場合に避難指示(緊急)を発令する。 ※3 上記に掲げる場所で災害が発生した場合であって、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合には災害発生情報を発令する。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（土砂災害の数値基準）【別表4】</p> <table border="1" data-bbox="1126 518 1901 1358"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)</th> <th>避難勧告 (警戒レベル4)</th> <th>対象地域 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域</th> <th>参考 〔土砂災害の危険地域を含む学区〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千種</td> <td rowspan="8">名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒:赤色)する場合</td> <td rowspan="8">次の各号の1に該当する場合 1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常危険:薄・紫色)する場合 2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合</td> <td rowspan="8">土砂災害の危険地域 次のいずれかに該当する地域 ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害警戒区域 ③土砂災害特別警戒区域</td> <td>上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台</td> </tr> <tr> <td>昭和</td> <td>滝川</td> </tr> <tr> <td>瑞穂</td> <td>弥富・陽明</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>呼続・笠寺・笠東</td> </tr> <tr> <td>守山</td> <td>大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石</td> </tr> <tr> <td>名東</td> <td>西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘</td> </tr> <tr> <td>天白</td> <td>平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 土砂災害警戒判定メッシュ情報は、気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) で確認することができる。 ※2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は、上記基準に該当し、かつ、災害対策(警戒)本部で必要と認めた場合に削除発令する。 ※3 事態が切迫し災害が発生するおそれが高いたく状況において、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合に避難指示(緊急)を発令する。</p>	区名	避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	避難勧告 (警戒レベル4)	対象地域 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域	参考 〔土砂災害の危険地域を含む学区〕	千種	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒:赤色)する場合	次の各号の1に該当する場合 1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常危険:薄・紫色)する場合 2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合	土砂災害の危険地域 次のいずれかに該当する地域 ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害警戒区域 ③土砂災害特別警戒区域	上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台	昭和	滝川	瑞穂	弥富・陽明	南	呼続・笠寺・笠東	守山	大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味	緑	鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石	名東	西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘	天白	平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並	
区名	避難準備・高齢者等避難開始 (追加)	避難勧告 (追加)	対象地域 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域	参考 〔土砂災害の危険地域を含む学区〕																																																
千種	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒:赤色)する場合	次の各号の1に該当する場合 1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常危険:薄・紫色)する場合 2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合	土砂災害の危険地域 次のいずれかに該当する地域 ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害警戒区域 ③土砂災害特別警戒区域	上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台																																																
昭和				滝川																																																
瑞穂				弥富・陽明																																																
南				呼続・笠寺・笠東																																																
守山				大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味																																																
緑				鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石																																																
名東				西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘																																																
天白				平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並																																																
区名	避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	避難勧告 (警戒レベル4)	対象地域 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部で必要と判断される地域	参考 〔土砂災害の危険地域を含む学区〕																																																
千種	名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒:赤色)する場合	次の各号の1に該当する場合 1 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(非常危険:薄・紫色)する場合 2 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合	土砂災害の危険地域 次のいずれかに該当する地域 ①急傾斜地崩壊危険区域 ②土砂災害警戒区域 ③土砂災害特別警戒区域	上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台																																																
昭和				滝川																																																
瑞穂				弥富・陽明																																																
南				呼続・笠寺・笠東																																																
守山				大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味																																																
緑				鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石																																																
名東				西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘																																																
天白				平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並																																																

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（高潮災害の基準） 【別表5】</p> <table border="1" data-bbox="309 523 1084 823"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 523 360 632">区名</th> <th data-bbox="360 523 539 632">避難準備・高齢者等避難開始 <u>(追加)</u></th> <th data-bbox="539 523 712 632">避難勧告 <u>(追加)</u></th> <th data-bbox="712 523 1084 632">対象地域 ----- 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部が必要と判断される地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 632 360 823">港</td> <td data-bbox="360 632 539 823">台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="539 632 712 823">災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="712 632 1084 823">一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 対象地域は、名古屋市臨海部防災区域建築条例に定める臨海部防災区域の第1種区域と同様である。 <u>(追加)</u></p>	区名	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(追加)</u>	避難勧告 <u>(追加)</u>	対象地域 ----- 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部が必要と判断される地域	港	台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域	<p>※4 <u>土砂災害の危険地域を含む学区内で災害が発生した場合には災害発生情報を発令する。</u></p> <p>※5 <u>上記に掲げる場所以外の場所で災害が発生した場合であって、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合は対象地域を指定し災害発生情報を発令する。</u></p> <p>避難準備・高齢者等避難開始発表、避難勧告発令基準（高潮災害の基準） 【別表5】</p> <table border="1" data-bbox="1122 523 1897 823"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 523 1173 632">区名</th> <th data-bbox="1173 523 1352 632">避難準備・高齢者等避難開始 <u>(警戒レベル3)</u></th> <th data-bbox="1352 523 1525 632">避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u></th> <th data-bbox="1525 523 1897 632">対象地域 ----- 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部が必要と判断される地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 632 1173 823">港</td> <td data-bbox="1173 632 1352 823">台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="1352 632 1525 823">災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="1525 632 1897 823">一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 対象地域は、名古屋市臨海部防災区域建築条例に定める臨海部防災区域の第1種区域と同様である。</p> <p>※2 <u>事態が切迫し災害が発生するおそれが極めて高い状況において、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合に避難指示(緊急)を発令する。</u></p> <p>※3 <u>上記に掲げる場所で災害が発生した場合には災害発生情報を発令する。</u></p> <p>※4 <u>上記に掲げる場所以外の場所で災害が発生した場合であって、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合は対象地域を指定し災害発生情報を発令する。</u></p>	区名	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(警戒レベル3)</u>	避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u>	対象地域 ----- 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部が必要と判断される地域	港	台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域	
区名	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(追加)</u>	避難勧告 <u>(追加)</u>	対象地域 ----- 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部が必要と判断される地域																	
港	台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域																	
区名	避難準備・高齢者等避難開始 <u>(警戒レベル3)</u>	避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u>	対象地域 ----- 下記の対象地域のほか、災害対策(警戒)本部が必要と判断される地域																	
港	台風の接近に伴い、名古屋市に高潮警報が発表された場合、かつ、災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	災害対策(警戒)本部が必要と認めた場合	一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域																	